

**共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項の制定について**

共同利用・共同研究拠点（以下、「拠点」）の認定にあたっては、これまで本作業部会において決定した以下の資料に基づき審議を行ってきた。

- 「平成 25 年度からの共同利用・共同研究拠点に関する審議について」（P17 ～ 21）
- 「平成 25 年度からの共同利用・共同研究拠点の認定に係る審議基準」（P22）  
（以下、「審議基準」）
- 審議基準により別に定めることとしている資料
  - ・書面による審議の様式（P23 ～ 26）
  - ・ヒアリング実施要領（P27）
  - ・ヒアリングによる審議の様式（P28）

平成 28 年度からの国立大学の拠点の認定にあたっては、上記の審議に係る複数の資料について、拠点認定に関する要項として一つにまとめ、拠点認定の審議過程の明確化を図る。

## 共同利用・共同研究拠点の新規認定の審議に関する要項（素案）

平成 27 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日  
科学技術・学術審議会  
学術分科会研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

文部科学大臣が共同利用・共同研究拠点（以下、「拠点」という。）を認定するにあたり、本作業部会及び専門委員会においては、この要項に基づき、専門的見地から個々の申請施設の拠点としての妥当性を審議する。

### 1. 制度の趣旨

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を越えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきた。

従来、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきたが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要である。

このため、文部科学省では、平成 20 年 7 月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による拠点の認定制度を設けた。

本制度の実施により、これまで広範な研究分野にわたり拠点が形成されるなど、我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の進展に大きく貢献してきた。

今後は、国立大学改革が加速する中、拠点が各大学の強み・特色として、「研究力強化」、「グローバル化」、「イノベーション機能の強化」の実現に向け、これまで以上に重要な役割を果たすことや、国際的な頭脳循環のハブ・人材育成拠点としての役割を果たすことなど、大学の枠を超え時代の新しい要請に柔軟に対応することが期待されている。

### 2. 認定の対象（P）

- ・単独の拠点を旨す、国立大学の研究施設及び研究施設の一部（例：研究所附属の研究センター）
- ・ネットワーク型の拠点を旨す、国立大学の研究施設及び研究施設の一部（例：研究所附属の研究センター）

※研究施設の一部については、1 研究室等ではなく、大学の学則等の学内規程に位置付けられた研究組織であることが必要。

※ネットワーク型の拠点とは、研究分野の特性に応じ、他大学も含めた複数の研究所や研究施設がネットワークを構成して拠点を設置すること。

※詳細については、「次期共同利用・共同研究拠点の認定研究施設及びその対象範囲等について」を参照。

### 3. 審議に当たっての基本方針

審議に当たっては、申請施設が学校教育法施行規則第143条の3に掲げる拠点の趣旨に合致しているか、拠点の認定等に関する規程（以下、「規程」という。）第3条に掲げる認定の基準を満たしているか、我が国の学術研究の更なる発展に資する中核拠点としての安定的・継続的な活動が期待できるか、国立大学の強み・特色として機能強化にどのように貢献するか等を確認することを基本として、審議する。

### 4. 審議方法等

本作業部会及び専門委員会において、書面、ヒアリング及び合議による審議を行う（体制図は別紙1のとおり）。その際、平成27年度に期末評価を受ける拠点が関わる申請施設については、当該拠点の期末評価結果も活用する。

#### (1) 書面による審議

全ての申請施設を対象として、次の手順で書面による審議を行う。

- ① 書面による審議は、作業部会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。
- ② 書面による審議にあたって、委員は、「5. 審議に当たっての主な観点」に基づき、評価を行う。
- ③ 審議の参考にするため、必要に応じて有識者に申請施設についての意見書を求めることができる。
- ④ 委員は、次表により評価を行う。

評 価
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていない。

- ⑤ 書面による審議の様式は、別紙2のとおり。
- ⑥ 申請施設が、規程第3条に定める認定の基準を満たしていないと外形上明らかに判断される場合は、ヒアリングによる審議を行わない。

#### (2) ヒアリングによる審議

各委員の評価に基づく書面による審議において、ヒアリングによる審議を行うこととされた申請施設について、申請書類等をもとに、ヒアリングを行う。

- ① ヒアリングは、別紙3「ヒアリング実施要領」により行う。
- ② 審議の参考にするため、必要に応じて有識者に申請施設についての意見書を求めることができる。
- ③ 委員は、次表により評価を行う。

評 価
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。

④ ヒアリングによる審議の様式は別紙4のとおり。

(3) 合議による審議

ヒアリング終了後、書面及びヒアリングによる各委員の評価を踏まえ、合議により認定候補等を決定する。

5. 審議に当たっての主な観点

学校教育法施行規則第143条の3に掲げる拠点の趣旨及び規程第3条に掲げる認定の基準に基づき、以下の主な観点により審議を行う。

① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。

(規程第3条第1号関連)

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設が以上を満たしているか。

② 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。

(規程第3条第2号関連)

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
  - ・ 競争的資金の採択状況
  - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
  - ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
  - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 当該分野における各拠点の特徴
  - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
  - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
  - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
  - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

③ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。

(規程第3条第3号関連)

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか(利用者数、利用数、アクセス数等)。

④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

(規程第3条第4号関連)

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか。(例えば、構成施設単位で運営委員会が設置されるような体制になっていないか)

⑤ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。

(規程第3条第5号関連)

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

⑥ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。

(規程第3条第6号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。

- ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

⑦ 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。

(規程第3条第7号関連)

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
  - ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
  - ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
  - ・ 申請施設における研究の成果
  - ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等

⑧ 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれているか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。

(規程第3条第8号及び9号関連)

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 若手・女性・外国人研究者の人材育成及び博士課程学生への貢献等共同利用・共同研究を活かした人材育成が見込まれるか。

⑨ 各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 国際化へどのように貢献していくのか。（国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等）
- 若手・女性・外国人研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として地方の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。

⑩ 第3期における拠点としての方向性

- 国立大学改革が進む中、第3期において、拠点としてどのような方向性を

もって取り組んでいくのか。

- ・ 重視する方向性の例：グローバル化、人材養成機能の強化、新分野創成、異分野融合研究の推進等

○当該分野の拠点として、第3期において、当該分野をどのように牽引し、発展させていくのか。

⑪ 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか (学校教育法施行規則第143条の3第2項関連)

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。

## 6. その他

### (1) 利害関係者の排除

- ① 作業部会の委員（以下「委員」という。が申請施設に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ② 委員の関係者（学部、研究科、附置研究所等の同一組織の者、親族）が申請施設の構成員となっている場合
- ③ その他、委員が中立・公正に審議を行うことが困難であると判断される事由がある場合

### (2) 機密保持

- ① 委員は、審議の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

### (3) 開示・公開等

- ① 審議の過程は、審議の円滑な遂行の観点から非公開とし、審議に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ② 審議結果については、拠点認定の後、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③ 拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

### (3) その他

この要項に定めるもののほか、新規認定の審議に関し必要な事項は別に定める。

## 新規認定にかかる審議体制

### 共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

※拠点申請数により、必要に応じて専門委員会において審議。

### 専門委員会

理工学系（大型設備利用型） 4名程度

理工学系（共同研究型） 5名程度

医学・生物学系（医学系） 5名程度

医学・生物学系（生物学系） 4名程度

人文・社会科学系 3名程度



## 共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する書面審議表

委員名

大学名		研究分野	
拠点名		申請施設名	
施設代表者名			
全体評価	共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。		
※観点別評価を踏まえ、全体的な評価を記入。 (いずれか一つに「○」を付す。)	共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分(不明確)な点がある。		
	共同利用・共同研究拠点の認定基準を満たしていない。		
書面審議所見	(優れた点等)		
※観点別評価を踏まえ、上記の評価とした根拠・理由等について記入。	(不十分(不明確)な点等)		
	(認定基準を満たしていないと判断する理由)		
	(その他) ※ヒアリングで説明を求める事項等		

<p>観点別評価</p> <p>※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。</p>	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
<p>(1) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。</p>	(1) 観点評価	
	A. B. C	
<p>○ 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績</li> <li>・ 競争的資金の採択状況</li> <li>・ 卓越した研究者やリーダーの存在</li> <li>・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況</li> <li>・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等</li> </ul> <p>○ ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。</p> <p>○ 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該分野における各拠点の特徴</li> <li>・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制</li> <li>・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性</li> <li>・ 各拠点における研究者の集積の見込み</li> <li>・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等</li> </ul>	(評価理由等を記入)	
<p>(2) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。</p>	(2) 観点評価	
	A. B. C	
<p>○ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。</p> <p>○ 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数 等）</p>	(評価理由等を記入)	

<p>(3) 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。</p>	<p>(3) 観点評価</p>
<p>○ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。</p> <p>○ 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。</p> <p>○ 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。</p> <p>○ その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。</p> <p>○ 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。</p> <p>○ ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。</p>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>
<p>(4) 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。</p>	<p>(4) 観点評価</p>
<p>○ 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）</li> <li>・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況</li> <li>・ 請施設における研究の成果</li> <li>・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容等</li> </ul>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>

<p>(5) 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。</p>	<p>(5) 観点評価</p>
<p>○ これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。</p> <p>○ 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係が構築できているか。</p> <p>○ 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。</p> <p>○ 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。</p>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>
<p>(6) 各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献</p>	<p>(6) 観点評価</p>
<p>○ 国際化へどのように貢献しているか。（国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等）</p> <p>○ 企業との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献しているか。</p> <p>○ 地域の中核拠点として地方の活性化等にどのように貢献しているか。</p> <p>○ 若手・女性・外国人研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献しているか。</p> <p>○ 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等による人材の流動化にどのように貢献しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>
<p>(7) 第3期における拠点としての方向性</p>	<p>(7) 観点評価</p>
<p>○ 国立大学改革が進む中、第3期において、拠点としてどのような方向性をもって取り組んでいくのか。</p> <p>・重視する方向性の例：グローバル化、人材養成機能の強化、新分野創成、異分野融合研究の推進等</p> <p>○ 当該分野の拠点として、第3期において、当該分野をどのように牽引し、発展させていくのか。</p> <p>○ 大学として、拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>

<p>(8) 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか。</p>	<p>(8) 観点評価</p>
<p>○ 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。</p> <p>○ 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。</p>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>

※審議に当たっての主な観点のうち、上記観点別評価欄に掲げた項目以外の項目については、事務局において確認する。

## 共同利用・共同研究拠点の新規認定に関するヒアリング実施要領

国立大学共同利用・共同研究拠点の認定の審議に関する要項4(2)に定めるヒアリング評価は、この実施要領により行うものとする。

### 1. 対象

作業部会における書面による審議の結果、ヒアリングの対象とされた申請施設

### 2. ヒアリングにおける観点

- (1) 作業部会が定めた「審議に当たっての主な観点」を参考とする。
- (2) 書面による審議において、各委員等から出された論点等について確認する。
- (3) その他申請内容の確認等

### 3. ヒアリングの進め方等

#### (1) 時間配分(30分)

- ①説明・・・・・・・・・・10分
- ②質疑応答・・・・・・・・・・15分
- ③まとめ・・・・・・・・・・5分

#### (2) 説明者

申請を行った大学の長又はそれに準ずる者、共同利用・共同研究拠点となる研究施設の長等(5名以内)

#### (3) 説明資料

- ①共同利用・共同研究拠点申請書
- ②プレゼンテーション用資料
- ③その他関係資料(適宜)

#### (4) 説明内容

申請書に基づき、評価要項に定める評価の観点に沿って、簡潔に説明すること。

なお、ヒアリングに際し、作業部会及び各専門委員会から事前に質問事項が提示された場合には、その回答を含めて説明すること。

### 4. ヒアリング評価出席者の注意事項

- (1) 説明者は、当該ヒアリング開始時間15分前に指定する待合室に参集すること。
- (2) 説明者は、簡潔に説明するよう心がけること。
- (3) 説明時間及び質疑応答の時間は厳守し、説明が10分以内で終了しても、残り時間を質疑応答の時間に振り替えないものとする。
- (4) ヒアリング会場において、液晶プロジェクター、パソコン等の利用を希望する場合には、説明者は事前に事務局まで申し出ること。
- (5 x) ヒアリング内容の録画、録音は禁止する。

## 共同利用・共同研究拠点の新規認定におけるヒアリング審議表

審査委員名

大学名		研究分野	
拠点名		申請施設名	
施設代表者名			
評 価		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。	
		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。	
		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。	
所 見	<p>（優れた点等）</p> <p>※上記の評価とした根拠・理由等について記入。</p> <p>（不十分（不明確）な点等）</p> <p>（拠点としての活動や発展性が期待できない理由）</p> <p>（その他）</p>		





## 平成25年度からの共同利用・共同研究拠点に関する審議について

平成24年12月14日  
科学技術・学術審議会  
学術分科会研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

文部科学大臣が平成25年度からの共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）を認定するにあたり、本作業部会及び専門委員会においては、以下の方針に基づき、専門的見地から個々の申請施設の拠点としての妥当性を審議する。

### 1. 審議に当たったの基本方針

審議に当たっては、申請施設が学校教育法施行規則第143条の3に掲げる拠点の趣旨に合致しているか、共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（以下、「規程」という。）第3条に掲げる認定の基準を満たしているか、我が国の学術研究の更なる発展に資する中核拠点としての安定的・継続的な活動が期待できるか等を確認することを基本として、審議する。

### 2. 審議方法等

- ① 本作業部会及び専門委員会において、書面、ヒアリング及び合議による審議を行う。
  - ア 書面による審議  
全ての申請施設を対象として行う。なお、本作業部会における審議の参考にするため、必要に応じて有識者に申請施設についての意見書を求める。
  - イ ヒアリングによる審議  
書面による審議により、ヒアリングの対象とされた申請施設を対象として行う。なお、本作業部会における審議の参考にするため、必要に応じて有識者に申請施設についての意見を求める。
  - ウ 合議による審議  
書面及びヒアリングによる審議を踏まえ、合議により認定候補等を決定する。
- ② 審議に当たったの具体的な基準は別に定める。

### 3. 審議に当たっての主な観点

学校教育法施行規則第143条の3に掲げる拠点の趣旨及び規程第3条に掲げる認定の基準に基づき、以下の主な観点により審議を行う。

#### ① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。

(規程第3条第1号関連)

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設が以上を満たしているか。

#### ② 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。

(規程第3条第2号関連)

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
  - ・ 競争的資金の採択状況
  - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
  - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 当該分野における各拠点の特徴
  - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
  - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
  - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
  - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

#### ③ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。

(規程第3条第3号関連)

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか(利用者数、利用数、アクセス数 等)。

#### ④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員

会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

(規程第3条第4号関連)

- 申請施設の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか。(例えば、構成施設単位で運営委員会が設置されるような体制になっていないか)

⑤ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。

(規程第3条第5号関連)

- 関連研究者その他の申請施設の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

⑥ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。

(規程第3条第6号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

⑦ 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。

(規程第3条第7号関連)

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
  - ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
  - ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
  - ・ 申請施設における研究の成果
  - ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等

⑧ 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれているか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。

(規程第3条第8号及び9号関連)

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものであるとなっているか。

⑨ 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか

(学校教育法施行規則第143条の3第2項関連)

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。
- 特色ある共同利用・共同研究拠点については、建学の精神に基づく特色ある研究所、地域の個性やニーズに応じた特色ある研究所、他に類似のものがない新たな学問領域を担う研究所、災害からの復興や被災地の支援に関する研究所などを対象とし、研究活動や分野の特性を考慮する。

## 4. その他

### (1) 利害関係者の排除

- ① 作業部会の委員（以下「委員」という。）並びにその親族が申請施設の構成員となっている場合には、当該申請施設の審議には参画しないものと

する。

- ② その他、委員が中立・公正に審議を行うことが困難であると判断される事由がある場合には、当該申請施設に係る審議は行わないものとする。

## (2) 機密保持

- ① 委員は、審査の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 委員は、委員として取得した情報(申請書類等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

## (3) 開示・公開等

- ① 審議の過程は、審議の円滑な遂行の観点から非公開とし、審議に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ② 審議結果については、拠点認定の後、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③ 拠点として認定されなかった研究施設については、その理由を開示するものとする。

## 平成25年度からの共同利用・共同研究拠点の認定に係る審議基準

平成24年12月14日  
科学技術・学術審議会  
学術分科会研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

「共同利用・共同研究拠点に関する審議について」に基づき、本作業部会における審議基準を以下のとおり定める。

### 1. 書面による審議

申請施設について、次の手順で書面による審議を行う。

- (1) 書面による審議は、作業部会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。
- (2) 書面による審議にあたって、委員は、作業部会で定められた「審議に当たっての主な観点」に基づき、評価を行う。
- (3) 委員は、次表により評価を行う。

評 価
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていない。

- (4) 書面による審議の様式は、別に定める。
- (5) 申請施設が、共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていないと外形上明らかに判断される場合は、ヒアリングによる審議を行わない。

### 2. ヒアリングによる審議

各委員の評価に基づく書面による審議において、ヒアリングによる審議を行うこととされた申請施設について、申請書類等をもとに、ヒアリングを行う。

- (1) ヒアリングは、別に定める「ヒアリング実施要領」により行う。
- (2) 委員は、次表により評価を行う。

評 価
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。

- (3) ヒアリングによる審議の様式は別に定める。

### 3. 合議による審議

ヒアリング終了後、各委員の評価を踏まえ、合議により認定候補を決定する。



<p>観点別評価</p> <p>※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。</p>	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
<p>(1) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。</p>	(1) 観点評価	
	A. B. C	
<p>○ 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績</li> <li>・ 競争的資金の採択状況</li> <li>・ 卓越した研究者やリーダーの存在</li> <li>・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等</li> </ul> <p>○ ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。</p> <p>○ 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該分野における各拠点の特徴</li> <li>・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制</li> <li>・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性</li> <li>・ 各拠点における研究者の集積の見込み</li> <li>・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等</li> </ul>	(評価理由等を記入)	
<p>(2) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。</p>	(2) 観点評価	
	A. B. C	
<p>○ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。</p> <p>○ 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数 等）</p>	(評価理由等を記入)	



<p>(3) 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。</p>	<p>(3) 観点評価</p>
<p>○ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。</p> <p>○ 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。</p> <p>○ 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。</p> <p>○ その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。</p> <p>○ 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。</p> <p>○ ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。</p>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>
<p>(4) 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。</p>	<p>(4) 観点評価</p>
<p>○ 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）</li> <li>・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況</li> <li>・ 申請施設における研究の成果</li> <li>・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容等</li> </ul>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>

<p>(5) 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。</p>	<p>(5) 観点評価</p>
<p>○ これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。</p> <p>○ 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係が構築できているか。</p> <p>○ 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。</p> <p>○ 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。</p>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>
<p>(6) 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか。</p>	<p>(6) 観点評価</p>
<p>○ 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。</p> <p>○ 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。</p>	<p>A. B. C</p> <p>(評価理由等を記入)</p>

※審議に当たっての主な観点のうち、上記観点別評価欄に掲げた項目以外の項目については、事務局において確認する。

## 平成25年度からの共同利用・共同研究拠点 ヒアリング実施要領

### 1. 対象

作業部会における書面による審議の結果、ヒアリングの対象とされた申請施設

### 2. ヒアリングにおける観点

- (1) 作業部会が定めた「審議に当たっての主な観点」を参考とする。
- (2) 書面による審議において、各委員等から出された論点等について確認する。
- (3) その他申請内容の確認等

### 3. ヒアリングの進め方等

- (1) 時間配分（25分）
  - ①説明・・・・・・15分
  - ②質疑応答・・・・10分
- (2) 説明者  
申請を行った大学の長又はそれに準ずる者、共同利用・共同研究拠点となる研究施設の長等（5名以内）
- (3) 説明資料
  - ①共同利用・共同研究拠点申請書
  - ②プレゼンテーション用資料
  - ③その他関係資料（適宜）

整理番号	
------	--

平成25年度からの共同利用・共同研究拠点 ヒアリング・チェックシート

審査委員名

大学名		研究分野	
拠点名		申請施設名	
施設代表者名			
評 価		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。	
		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。	
		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。	
所 見	<p>（優れた点等）</p> <p>※上記の評価とした根拠・理由等について記入。</p> <p>（不十分（不明確）な点等）</p> <p>（拠点としての活動や発展性が期待できない理由）</p> <p>（その他）</p>		